

第2回阿久比町水道料金及び下水道使用料審議会
議事録

日 時：令和5年12月19日（火） 午前10時00分から正午まで

場 所：阿久比町役場 1階 会議室101

出席者：委員10名

萩原光雄 会長、竹内祥樹 委員、山本みほ 委員、

新美清司 副会長、南修 委員、齋藤小百合 委員、

山内正和 委員、近藤美根子 委員、今津哲次 委員

（欠席 2名 齊藤由里恵 委員、後藤由希子 委員）

事務局（小野寺建設経済部長、山田上下水道課長、田畑下水道係長、
山口主査、酒向主事）

1 会長あいさつ

2 議事

(1) 下水道事業の概要

(2) 阿久比町下水道事業の概要

(3) 下水道事業経営の基本的考え方

事務局から資料に沿った説明の後、次のような質疑応答がされました。

(委員)

資料3ページの水量区分について、常滑市は細かく区分されているが、阿久比町はそこまで区分されていない。阿久比町はこの区分を変えないとのことであるが、細かく算定することによって使用者に有益にはたらくのではないか？

(事務局)

当初にこの区分を設定した経緯は不明である。この区分の変更を考えると場合分けがさらに増えて検討が非常に複雑となる。現状の区分で経営が悪化しているという事実や一定の水量区分の使用者に不利益を与えていることは考えられないため、今回は水量区分を変更しない考えである。

(委員)

この区分を少し変えて対象世帯が多い範囲を細かく区分するなどすることで検討結果が変わってくるように思う。作業は大変かもしれないが、一度水量区分についても検討しておくのと、将来的に再度の値上げ検討をする際にも活かされると思う。また、例えば中から大規模の区分の単価が高くなると、大きな企業が入ってこなくなる可能性もあると思う。

(事務局)

今回審議会において、使用料改定の方向性が決まれば、水量区分を細分化することも可能な限り検討を行う。

(委員)

基本使用料は、阿久比町民であれば、非課税世帯の方なども含めて全ての世帯が払っているのか？

(事務局)

非課税世帯を減免すること等はしておらず、下水道を使用する全ての世帯の方に平等に支払って頂いている。

(委員)

基本使用料800円は、いつから設定されたものであるか？

(事務局)

平成6年度の供用開始当初からであり、その後一度も改定されていない。

(委員)

現時点で基本使用料 800 円は、近隣市町と同等である。そのため、供用開始当初 800 円は高めの設定であったということか？

(事務局)

他の市町も大きな改定は行われていないので、当初より近隣市町と同等であった。また、供用開始当初は使用者が少ないため、800 円程度でなければ必要経費を賄えなかった可能性も考えられる。水量が伸びていくと適正な値となるため、当初はある程度の基本使用料は必要であったと思われる。

(委員)

今回提示されている基本の 5 パターンの中から採用案を決定するということか？

(事務局)

改定の方向性を検討頂くために、複数パターンを提示しているが、この中から選定して頂くという訳ではない。

事務局案としては、累進度を低くする、つまり大口使用者ほど改定倍率が小さくなる改定を考えている。

(委員)

水量の各区分について、現在の町内の構成比率はどの程度か？

(事務局)

表中の件数の欄を参考に計算いただきたい。この件数は 12 ヶ月分の表記のみであるため、1 ヶ月分や構成割合を追加する等、表現を改める。

事務局より、「二部使用料制、累進使用料制の採用について」の説明の後、次のような質疑応答がされました。

(委員)

累進性は本町にも当てはまるものであるのか？

(事務局)

本町に当てはまるものとする。使用水量が多くなるほど、節水意識が高まる。無駄な水を流すことは SDG s の観点にも合致しないため、累進性を

継続したい考えである。

(委員)

累進性を廃止した場合は、少量しか使っていない家庭に過度な負担を掛けることになる。

(委員)

従来通り、累進性を継続する方が良いと思う。例えば、従来使用水量が少なかった家庭の負担が一気に増えてしまう可能性がある。

(委員)

住民の負担が上がることは賛成ではないが、現状は大口の負担が大きい単価設定でもある。累進性は賛成ではあるが、今の改定案より累進度合いを抑えた形としてはどうか？

(事務局)

例えば、改定案A-1については、水量が大きくなるほど改定倍率が小さくなっていく案である。このように累進度を下げる対応をして現在の累進性を維持していきたい考えである。累進性を無くすと、小口世帯など多くの使用者に大きな影響が出てくる。小口世帯のみを優遇する訳ではないが、皆さまに不公平が無いような形を検討していきたい。

(会長)

従来通り二部使用料制、累進使用料制を継続して検討を進めてください。

(事務局)

そのように改定案を検討していくため、引き続き審議をお願いしたい。

事務局より、「基本使用料や基本水量の設定について」の説明の後、次のような質疑応答がされました。

(委員)

他市町村が基本使用料をどのように設定しているかを確認し、現在の基本使用料に、平成6年度以降の物価上昇率等を加味した基本使用料とすることがよいのではないかと思う。

(委員)

基本使用料を据え置きし、従量使用料の部分を値上げする方が良いのか、基本使用料の増額を行い、その分従量使用料を緩やかにする方が良いのか検討が必要である。いずれにせよ、町民の方々が納得できるかということが重要である。

(事務局)

事務局としては、まず、設定根拠を明確にしたい。その結果、基本使用料が増額となる可能性があるが、その場合は全ての使用者の方に平等に負担して頂くこととなる。ただし、基本使用料を値上げすることは、小口の方々の負担増となるため、その点にも配慮して検討していきたい。

(委員)

基本使用料が 800 円から 1,200 円に上がることのインパクトが強い。それよりは、1~10 m³を 40 円/m³とした方が受け入れて貰えるかもしれない。現状のように 10 m³までは基本使用料に含まれていたということを知らない方は多いかもしれない。

また、今後使用料を改定することを想定すると、今回は基本使用料を据え置いた方が、後の選択肢は増えると思う。

(委員)

SDGs の観点もあり、使用した分だけ支払うこととし、基本使用料は変えない方が良いかもしれない。

(事務局)

10 m³以上使用する方の件数が多いこともあり、使用した分だけ支払って頂く方が、住民の方々の理解が得やすいかもしれない。

(委員)

基本使用料は値上げせずに、1 m³から使用した分だけ平等に取った方が良いと思う。

(事務局)

基本使用料を値上げすることは、経営の安定に繋がる。基本使用料を適正に徴収し、安定した収入を得るという考えもある。ただし、基本使用料の設定根拠を明確にする必要があることから、次回の審議会に提示したい。

(委員)

基本使用料が現状維持の場合、利用者目線では安いに越したことはないが、下水道事業の将来的な経営は大丈夫か？

(事務局)

将来的な人口減少や節水機器の普及に伴い、今後使用水量が減少していく。そのため、従量使用料も減少していく。需要家費や固定費が一定額あるため、基本使用料を増額することは、経営面から言うと望ましい。その点も踏まえた検討案を次回審議会に提示する。

(委員)

必要な費用に対して、足りない分を町から補助を受けて賄ってきたという課題を解消するための審議会である。いずれにせよ、基本使用料を上げるかどうか、従量使用料単価をどのように値上げするか、改定案をもう少し絞って提示して頂きたい。

(事務局)

今後の方向性を踏まえて数案に絞って提示する。

事務局より、「改定目標としての平均改定倍率について」の説明の後、次のような質疑応答がされました。

(委員)

改定倍率が 1.45 倍の場合、経費回収率は何%となるのか？

(事務局)

今が経費回収率 60%程度であるのに対し、1.45 倍とすることで経費回収率は 90%程度となる。本来であれば経費回収率が 100%となる 1.65 倍としたいが、住民の負担を考慮し、代案として国の指針である使用料単価 150 円/m³を目標とする、1.45 倍の平均改定率の案（改定案 B）を今回提示した。ただし、使用料で回収できない残りの 10%は、基準外繰入金として税金により賄うこととなる。

(委員)

下水道事業の今後の経営や、将来の改築等に必要な経費を賄うことができるように、私は改定案 A を尊重する。使用料は安いに越したことはないが、

災害などで急にお金が必要となり、大きな改定が行われるよりも、将来に備えた、安定的な収入確保をするべきである。

(委員)

B-4とB-5は、改定倍率が同等、改定額が同等とあるが、どちらが良いのか？

(事務局)

どちらが良いのかと言われると難しい。

現在、累進性を採用していることから、改定倍率が同じであると、大口使用者に負担をかけることとなる。改定額が同じであると、大口使用者の改定倍率が低くなる。ただし、マニュアル（下水道使用料算定の基本的考え方）どおりに算定した使用料体系を基にして累進度を下げる方向で案を提示していきたい。

本町では大口使用者は数件のみであるため、他市町と比べると大口使用者からの使用料が少ない。そのため、改定による影響が大きいのは一般家庭の方々となる。逆に、一般家庭の影響を少なくしようとする、わずかに数件の大口使用者により多くの負担を強いることとなる。法の趣旨に背き、特定の使用者に不当な取り扱いをすることとなるため、「累進性は採用するが、累進度を下げる方向」を採用していきたい。

(委員)

一般の家庭においても一度に1.65倍まで値上げとなると影響が大きい。ため、B案の方が良いと思う。

(委員)

B案は150円/m³の案だが、経営上はマイナスが続くため、将来的にはもう一度改定を考えているのか。あるいは、150円/m³であっても、将来的には経営が安定してくると考えているのか？

A案は、経営は安定するが、町民の負担も大きくなるため、2段階で値上げする方向を考えていくのか、あるいは一度に1.65倍でいくのか、その辺りの考え方を教えて欲しい。

(事務局)

今回の適正な使用料の在り方について考えていただく期間は、令和7年

度から11年度までの5年間である。その期間、経費回収率90%の状態が続くことについて良いと考えていることはない。

経営戦略を令和9年度に見直すため、その際に算出された使用料の不足額などに基づき、使用料改定の審議会を開くことになる。現時点で経費が減少する見込みがないことから、B案で改定するのであれば、令和11年度までの5年間は一旦、経費回収率90%程度までの改定とするが、将来的には経費回収率100%の1.65倍程度まで値上げする必要があると考えている。下水道事業は、現在は一般会計からの繰り入れにより成り立っているが、将来的には独立していく必要がある。

(委員)

B案であると、3段階になる可能性もあるということか？令和7年4月に1段階目のB'案、その後150円/m³が2段階目、さらに経営状況を見て1.65倍が3段階目となるということか？

(事務局)

御認識のとおりである。ただし、1.65倍にして経費回収率が100%となった場合においても、数年に1度は経営状況を判断し、その時点での使用料を判断することになる。

(委員)

A案の場合、5年後には1.65倍となるのか？

(事務局)

2段階とするのであれば、令和7年4月に1段階目の約1.33倍とし、令和9年度に2段階目の1.65倍とする予定である。令和11年度以降は、経営状況により使用料改定について別に検討することになる。

(事務局)

皆様の御意見をくみ取り改定倍率については、B案を検討していく。まずは令和7年4月にB'の改定で1.22倍程度となる。令和9年度に1.45倍程度となる。その後、経費回収率100%とするために、1.65倍とすべきかは令和11年度以降に再度審議を行う。いずれ経費回収率100%を目指さないといけない。

値上げの年度については今後検討するが、段階的な値上げを行っていく方

針とする。

3 その他

第3回の審議会の日程は令和6年2月9日(金)、時間は午後1時30分から2時間程度、場所は役場1階の会議室101とする。

〈閉 会〉

以上